

※別紙1-1 【サービス利用料一覧】

【基本利用単位数】		
取扱用件	利用単位 (1か月あたり)	
居宅介護支援費（Ⅰ） ＜取り扱い件数が40件未満＞	要介護１・２	1,086単位
	要介護３・４・５	1,411単位
居宅介護支援費（Ⅱ） ＜取扱件数が40件以上60件未満＞	要介護１・２	544単位
	要介護３・４・５	704単位
居宅介護支援費（Ⅲ） ＜取扱件数が60件以上＞	要介護１・２	326単位
	要介護３・４・５	422単位

※上記利用単位数にお住いの地域区分を乗じた金額が利用料となります。

※上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本単位数も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本単位数を書面でお知らせします。

【減算】以下の要件に該当する場合、上記の基本利用料から減算されます。

減算の種類	減算の要件	減算額
運営基準減算	指定居宅介護支援の業務が適切に行われず、一定の要件に該当した場合	上記基本利用料の50%（2月以上継続の場合100%）
特定事業所集中減算	居宅介護支援の給付対象となるサービスについて特定の事業所の割合が、正当な理由なく80%を超える場合	200単位

別紙1-2【加算】以下の要件を満たす場合、別紙1-1の基本利用料に以下の加算単位数へ地域区分を乗じた額が加算されます。

加算の種類	加算要件	加算単位
特定事業所加算（Ⅰ）	主任介護支援専門員を2人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件をすべて満たした場合	519単位
特定事業所加算（Ⅱ）	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を3人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件をすべて満たした場合	421単位
特定事業所加算（Ⅲ）	主任介護支援専門員を1人以上配置し、常勤専従の介護支援専門員を2人以上配置し、質の高いケアマネジメントを実施できる体制を整える等、一定の要件をすべて満たした場合	323単位
初回加算	新規あるいは要介護状態区分が2区分以上変更された利用者に対し指定居宅介護支援を提供した場合 (1月につき)	300単位
入院時情報連携加算（Ⅰ）	利用者が病院又は診療所に入院してから1日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合 (1月につき1回を限度)	250単位
入院時情報連携加算（Ⅱ）	利用者が病院又は診療所に入院してから3日以内に、当該病院又は診療所の職員に対して当該利用者に係る必要な情報を提供した場合 (1月につき1回を限度)	200単位
退院・退所加算（Ⅰ）イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入院期間中につき1回を限度)	450単位
退院・退所加算（Ⅰ）ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンスにより1回受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入院期間中につき1回を限度)	600単位

別紙1-3【加算】以下の要件を満たす場合、別紙1-1の基本利用料に以下の加算単位数へ地域区分を乗じた額が加算されます。

加算の種類	加算要件	加算単位
退院・退所加算（Ⅱ）イ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供をカンファレンス以外の方法により2回以上受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入院期間中につき1回を限度)	600単位
退院・退所加算（Ⅱ）ロ	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を2回受けており、内1回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入院期間中につき1回を限度)	750単位
退院・退所加算（Ⅲ）	医療機関や介護保険施設等の職員から利用者に関する必要な情報の提供を3回以上受けており、内1回以上はカンファレンスにより受けた上で居宅サービス計画を作成し、居宅サービス又は地域密着型サービスの利用に関する調整を行った場合 (入院又は入院期間中につき1回を限度)	900単位
ターミナルケアマネジメント加算	末期の悪性腫瘍の利用者で、在宅等で死亡した場合 ・24時間連絡が取れる体制を確保し、必要に応じてして居宅支援を行うことができる体制を整備している ・利用者又はその家族の同意を得た上で、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅を訪問し、主治の医師等の助言を得つつ、利用者の状態やサービス変更の必要性の把握、利用者への支援を実施している	400単位
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院等の求めにより、医師等と共に居宅を訪問してカンファレンスを行い、利用者に必要な居宅サービス等の利用調整を行った場合 (1月に2回を限度)	200単位
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の処遇改善を図るための計画を作成し、賃金改善や職場改善等の一定の要件を満たした場合	1月につき、 基本利用料及び 各加算の合計 単位数に2.1% を乗じた単位数

※別紙2【苦情相談窓口一覧】

当事業所 相談窓口	窓口責任者：白旗智佳子 受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-950-6361 FAX：050-3588-7764 面接場所：当事業所相談室
長岡京市役所 健康福祉部高齢介護課 介護保険係	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-955-2059
向日市役所 東向日別館 市民サービス部 高齢介護課 介護保険係	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15 電話番号：075-874-2591
大山崎役場 健康課 高齢介護係	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075 - 956 - 2101
京都市伏見区 健康長寿推進課 高齢介護保険担当	受付時間：月曜日～金曜日 8：30～17：15 電話番号：075-611-2278
京都府国民健康保険団体連合会	受付時間：月曜日～金曜日 9：00～17：00 電話番号：075-354-9090